

女性活躍推進法への対応（行動計画）について

当社は『女性活躍推進法』に対応するべく、状況把握、課題分析を実施した結果、ワークライフバランスの推進と業務効率化が有効であるとし、下記のとおり行動計画を策定し、実現に向け取組んで参ります。

記

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日

2. 当社の課題

時間外労働が部署、時期により差があり、月により20時間以上となる者が相当ある。

3. 目標

時間外労働時間を月平均20時間以内とする。

<取組内容>

- ・平成27年10月～ 1ヶ月の時間外労働実績が30時間を超過する者に対し所属長が面談実施しフォローする。（継続実施）
- ・平成28年4月～ 会社よりワークライフバランス推進における休暇制度（介護・育児）の拡充説明を行う。
- ・平成28年10月～ 所属毎に時間外削減取組にむけた業務効率化、見直しを実施する。
- ・平成29年4月～ 勤務実績をふまえ、新たな目的、取組みを設定する。